

平成 23 年 8 月 3 日

愛媛県社会保険労務士会
会員各位

愛媛県社会保険労務士会
事 務 局

平成 23 年 9 月分(同年 10 月納付分)から、
厚生年金保険の保険料率が改定されます。

平成 23 年 9 月分(10 月納付分)から、厚生年金保険料率が改正されてます。このたび、新しい保険料額表が日本年金機構のホームページに掲載されました。

なお、適用事業主には、平成 23 年 7 月分告知額通知書(8 月 19 日発送)に同封される予定です。

〒790-0813 松山市萱町 4 丁目 6 番地 3

愛媛県社会保険労務士会

事務局 三好清春

TEL 089-907-4864

FAX 089-923-1133

平成23年9月分から 厚生年金保険の保険料率が改定されます。

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成23年9月分(同年10月納付分)から平成24年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

(現行)

- ・一般の被保険者の方 … 16.058%
- ・日本たばこ産業株式会社の被保険者の方 … 16.058%
- ・旅客鉄道会社等の被保険者の方 … 16.058%
- ・農林漁業団体の事業所の被保険者の方 … 16.058%

(平成23年9月～)

16.412%

(現行)

- ・坑内員・船員の被保険者の方 … 16.696%

(平成23年9月～)

16.944%

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- ・厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 … 11.412% ～ 14.012%
- ・厚生年金基金に加入する坑内員の被保険者の方 … 11.944% ～ 14.544%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆従業員の方々へ通知等の励行をお願いします。

年金事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

また、従業員採用時に年金加入状況の確認のための年金手帳(厚生年金基金加入員証も含む。)の提出及び確認終了後の確実な返付の徹底をお願いします。

○平成23年9月分からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬			報酬月額		一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	日額			全額	折半額	全額	折半額
			円以上	円未満	16.412%	8.206%	16.944%	8.472%
1	98,000	3,270	～	101,000	16,083.76	8,041.88	16,605.12	8,302.56
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	17,068.48	8,534.24	17,621.76	8,810.88
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	18,053.20	9,026.60	18,638.40	9,319.20
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	19,366.16	9,683.08	19,993.92	9,996.96
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	20,679.12	10,339.56	21,349.44	10,674.72
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	21,992.08	10,996.04	22,704.96	11,352.48
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	23,305.04	11,652.52	24,060.48	12,030.24
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	24,618.00	12,309.00	25,416.00	12,708.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	26,259.20	13,129.60	27,110.40	13,555.20
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	27,900.40	13,950.20	28,804.80	14,402.40
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	29,541.60	14,770.80	30,499.20	15,249.60
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	31,182.80	15,591.40	32,193.60	16,096.80
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	32,824.00	16,412.00	33,888.00	16,944.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	36,106.40	18,053.20	37,276.80	18,638.40
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	39,388.80	19,694.40	40,665.60	20,332.80
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	42,671.20	21,335.60	44,054.40	22,027.20
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	45,953.60	22,976.80	47,443.20	23,721.60
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	49,236.00	24,618.00	50,832.00	25,416.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	52,518.40	26,259.20	54,220.80	27,110.40
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	55,800.80	27,900.40	57,609.60	28,804.80
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	59,083.20	29,541.60	60,998.40	30,499.20
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	62,365.60	31,182.80	64,387.20	32,193.60
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	67,289.20	33,644.60	69,470.40	34,735.20
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	72,212.80	36,106.40	74,553.60	37,276.80
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	77,136.40	38,568.20	79,636.80	39,818.40
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	82,060.00	41,030.00	84,720.00	42,360.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	86,983.60	43,491.80	89,803.20	44,901.60
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	91,907.20	45,953.60	94,886.40	47,443.20
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	96,830.80	48,415.40	99,969.60	49,984.80
30	620,000	20,670	605,000	～	101,754.40	50,877.20	105,052.80	52,526.40

- 厚生年金保険料率（平成23年9月1日～平成24年8月31日 適用）
 - 一般の被保険者等 …16.412% （厚生年金基金加入員 …11.412%～14.012%）
 - 坑内員・船員の被保険者 …16.944% （厚生年金基金加入員 …11.944%～14.544%）
- 児童手当拠出金率 …0.13%

※児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。

- 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 - （注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。
- 児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.13%）を乗じて得た額の総額となります。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、平成23年4月納付分から改定されておりますので、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。
(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120,584.html>)
- 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。